

総務委員会議案説明資料

令和3年6月29日

件 名

- | | | | |
|---|--------|---------------------------------------|---|
| 1 | 第56号議案 | 足立区議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例 | 2 |
| 2 | 第57号議案 | 足立区長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例 | 4 |

(選挙管理委員会事務局)

第 5 6 号議案説明資料

令和 3 年 6 月 2 9 日

件 名	足立区議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	選挙管理委員会事務局
内 容	<p>令和元年 6 月 1 日に公職選挙法の一部を改正する法律が令和元年法律第 1 号をもって施行され、選挙公報の原稿等が電子データで提出できることとなった。それに併せて足立区議会議員選挙においても、選挙公報の原稿等が電子データで提出された場合に対応できるよう、品位保持に関する規定を改める。</p> <p>また、平成 6 年の公職選挙法改正により条ずれが発生したため、同条例に記載がある条名を改める必要があったが、漏れていたため同時に改める。</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 第 4 条に定められる選挙公報掲載文の品位の保持に関する規定について、電子データ提出の場合も適用できるように、現行の「文言を記載してはならない。」を「文言を記載し、又は記録してはならない。」に改める。</p> <p>(2) 条名の改正漏れがあった第 3 条について、現行の「第 86 条第 1 項及び第 2 項」を「第 86 条の 4 第 1 項及び第 2 項」に改める。</p> <p>2 施行年月日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>3 新旧対照表</p> <p>別紙のとおり</p>
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係する規程等について、必要な整備を行うとともに、足立区議会議員選挙の立候補予定者説明会において、周知を図っていく。 ・ 公職選挙法並びに関係法令の改正があった場合は、複数名で確認し、条例等改正漏れのないようにしていく。

改正前	改正後
<p>第1条から第2条（略）</p> <p>（掲載の申請）</p> <p>第3条 候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、<u>法第86条第1項及び第2項</u>の規定による立候補の届出の日に、文書で委員会に申請しなければならない。</p> <p>（品位の保持）</p> <p>第4条 候補者は、前条の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報の品位を損なう文言を記載してはならない。</p> <p>第5条から第8条（略）</p> <p>付 則（略）</p>	<p>第1条から第2条（現行のとおり）</p> <p>（掲載の申請）</p> <p>第3条 候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、<u>法第86条の4第1項及び第2項</u>の規定による立候補の届出の日に、文書で委員会に申請しなければならない。</p> <p>（品位の保持）</p> <p>第4条 候補者は、前条の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報の品位を損なう文言を記載し、<u>又は記録してはならない。</u></p> <p>第5条から第8条（現行のとおり）</p> <p>付 則（令和3年 月 日条例第 号） <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

㉓

第 5 7 号議案説明資料

令和 3 年 6 月 2 9 日

件 名	足立区長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	選挙管理委員会事務局
内 容	<p>令和元年 6 月 1 日に公職選挙法の一部を改正する法律が令和元年法律第 1 号をもって施行され、選挙公報の原稿等が電子データで提出できることとなった。それに併せて足立区長選挙においても、選挙公報の原稿等が電子データで提出された場合に対応できるよう、品位保持に関する規定を改める。</p> <p>また、平成 6 年の公職選挙法改正により条ずれが発生したため、同条例に記載がある条名を改める必要があったが、漏れていたため同時に改める。</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 第 4 条に定められる選挙公報掲載文の品位の保持に関する規定について、電子データ提出の場合も適用できるように、現行の「文言を記載してはならない。」を「文言を記載し、又は記録してはならない。」に改める。</p> <p>(2) 条名の改正漏れがあった第 3 条について、現行の「第 86 条第 1 項及び第 2 項」を「第 86 条の 4 第 1 項及び第 2 項」に改める。</p> <p>2 施行年月日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>3 新旧対照表</p> <p>別紙のとおり</p>
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 関係する規程等について、必要な整備を行うとともに、足立区長選挙の立候補予定者説明会において、周知を図っていく。 公職選挙法並びに関係法令の改正があった場合は、複数名で確認し、条例等改正漏れのないようにしていく。

5

改正前	改正後
<p>第1条から第2条 （略）</p> <p>（掲載の申請）</p> <p>第3条 候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、<u>法第86条第1項及び第2項</u>の規定による立候補の届出の日に、文書で委員会に申請しなければならない。</p> <p>（品位の保持）</p> <p>第4条 候補者は、前条の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報の品位を損なう文言を記載してはならない。</p> <p>第5条から第8条 （略）</p> <p>付 則（略）</p>	<p>第1条から第2条 （現行のとおり）</p> <p>（掲載の申請）</p> <p>第3条 候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、<u>法第86条の4第1項及び第2項</u>の規定による立候補の届出の日に、文書で委員会に申請しなければならない。</p> <p>（品位の保持）</p> <p>第4条 候補者は、前条の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報の品位を損なう文言を記載し、<u>又は記録してはならない。</u></p> <p>第5条から第8条 （現行のとおり）</p> <p>付 則（令和3年 月 日条例第 号） <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>